

平成30年3月27日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 平成30年3月27日(火) 午後2時00分

3. 出席委員 16名

4. 出席職員 事務局他1名

5. 議 案  
議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第5号 農地譲渡に係るあっせん委員の選任について  
議案第6号 農用地利用集積計画について(諮問)

6. その他

開会宣言	<p>国広次長</p> <p>只今より平成 30 年第 3 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p>
開会挨拶	<p>市川会長</p> <p>本日は全員出席頂きありがとうございます。議案が多く第 6 号まであります。慎重にご審議頂きます様、宜しくお願いいたします。</p>
議事録署名	<p>市川会長</p> <p>本日の議事録署名人は 10 番山口研委員さん、13 番市川孝夫委員さんを指名させていただきます。宜しくお願いいたします。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第 1 号非農地証明について。</p> <p>下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 3 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○○ 他 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 1,159.3 m<sup>2</sup> 合計 1,159.3 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前 661 番 2 土地の表示 地目 畑 面積 839 m<sup>2</sup> 事由 申請地は昭和 50 年月日不詳頃より山林となっている 確認委員 森田 委員</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内立目摺木字神母西 236 番 土地の表示 地目 畑 面積 320.3 m<sup>2</sup> 事由 申請地は昭和 40 年月日不詳頃より農機具倉庫等となっている 確認委員 森田 委員</p> <p style="text-align: right;">以上です</p>
意見	<p>森田委員</p>

	<p>3月末に2件確認済み。 塩間は家の裏の山の上り口が狭く、崩れたりとかで使用出来ず、何十年も前から山林化している。 〇〇〇〇さんの家の隣が倉庫になっている。20年以上前からずっと倉庫なので問題無いかと思う。</p>						
審議	<p>市川会長 この件について、何かご質問はありませんか。 無ければ、どなたかご意見をお願いいたします。</p>						
意見	<p>山口研委員 原案承認。</p>						
採決	<p>市川会長 原案承認ということで、問題無し。「異議なし」多数。 異議がないようでございますので、議案第1号非農地証明については原案承認することに決定いたします。ありがとうございました。</p> <p>市川会長 それでは、議案第2号です。この件につきまして、委員は自己及び同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与する事が出来ないに該当いたしますので、12番笹岡委員さん一時退席をお願いいたします。</p>						
議案説明	<p>国広次長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について。(農業委員会等に関する法律第31条に該当) 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成30年3月27日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 1件</p> <p>(2) 申請受理面積</p> <table data-bbox="678 1803 941 1937"> <tr> <td>田</td> <td>7,002.80 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>165.00 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,167.80 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	田	7,002.80 m <sup>2</sup>	畑	165.00 m <sup>2</sup>	合計	7,167.80 m <sup>2</sup>
田	7,002.80 m <sup>2</sup>						
畑	165.00 m <sup>2</sup>						
合計	7,167.80 m <sup>2</sup>						

番号 1 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○  
 借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
 ○○ ○○

土地の所在地 須崎市下分字池添乙 637 番 2  
 同 乙 637 番ロ-2  
 同 乙 637 番ロ-4  
 同 乙 640 番 3  
 下分字カヂヤシキ乙 536 番  
 下分字北ノ久保乙 209 番 1  
 同 乙 218 番 1  
 同 乙 220 番  
 下分字久保乙 566 番 1  
 同 乙 570 番 1  
 同 乙 571 番 1  
 下分字下田乙 641 番 1  
 下分字立田乙 416 番 1  
 同 乙 417 番  
 同 乙 420 番  
 下分字山蔭乙 406 番 1  
 下分字山脇乙 270 番 1

土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	
		台帳	畑	現況	畑	面積	99.00 m <sup>2</sup>
		台帳	畑	現況	畑	面積	33.00 m <sup>2</sup>
		台帳	畑	現況	畑	面積	33.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	27.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	231.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	1,590.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	705.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	310.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	403.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	67.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	100.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	571.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	849.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	298.80 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	456.00 m <sup>2</sup>
		台帳	田	現況	田	面積	595.00 m <sup>2</sup>

	<p>台帳 田 現況 田 面積 800.00 m<sup>2</sup></p> <p>合計 ○筆</p> <p>面積 (m<sup>2</sup>) 7,167.80 m<sup>2</sup></p> <p>事由 使用貸借権の設定</p> <p>耕作面積 (a) ○○○○ a</p> <p>稼働力 (人) ○/○</p> <p style="text-align: right;">以上です。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>農地法第3条第2項目と照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>番号①第1号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。第5号の下限面積は、問題ありません。第6号<sup>てんがし</sup>転貸にも該当しません。第7号地域調和ですが、この使用貸借権の設定は親子です。子は○○○在住の為、同一世帯内での使用貸借ではありませんが、農業形態に変更はありません。本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご質問ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>別に無い様でしたら、どなたかご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>14 番中平委員</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について(農業委員会等に関する法律第31条に該当) ○○○○○○○○○○○○○○○○さんの件、十分審議いたしました所、問題無しと判断いたしましたので、許可をいたしたいと思います。</p>
採 決	<p>市川会長</p> <p>これに対し皆さんご異議ございませんか。</p> <p>「異議無し」多数。異議がないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、別に問題もないと言うこととございますので、原案どおり許可を与えることと決定いたします。</p> <p>— 休憩 —</p>

議案説明	市川雅彦会長 再開します。
	国広次長 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 3 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。
	(1) 申請者 住所 ○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ ○○ 他 2 件
	(2) 申請受理面積 田 2,697 m <sup>2</sup> 合計 2,697 m <sup>2</sup>
	番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市下郷字幸道 65 番 5 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 932 m <sup>2</sup> 事由 売買 耕作面積 (a) ○○.○○ a 稼働力 (人) ○/○
	番号 2 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市多ノ郷字末実甲 565 番 2 須崎市下分字中島甲 2876 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 978 m <sup>2</sup> 地目 台帳 田 現況 田 面積 643 m <sup>2</sup> 事由 贈与 耕作面積 (a) ○○.○○ a 稼働力 (人) ○/○
	番号 3 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市下分字松木ノ久保乙 763 番 1

<p>補足説明</p>	<p>須崎市下分字 同 乙 769 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 86 m<sup>2</sup></p> <p>地目 台帳 田 現況 田 面積 58 m<sup>2</sup></p> <p>事由 贈与</p> <p>耕作面積 (a) 〇〇.〇〇 a</p> <p>稼働力 (人) 〇/〇</p> <p style="text-align: right;">以上です。</p>
	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>農地法第3条第2項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>番号①第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。第5号の下限面積は問題ありません。第6号転貸にも該当しません。第7号地域調和ですが、この案件は前回斡旋の出ていた土地です。この農地の利用方法は水稻栽培で、権利取得後も今迄通り利用するので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>番号②第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。第5号の下限面積は問題ありません。第6号転貸にも該当しません。第7号地域調和ですがこの農地は身内間の贈与であり、利用方法は水稻栽培で権利取得後も今迄通り利用するので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>番号③第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。第5号の下限面積は問題ありません。第6号転貸にも該当しません。第7号地域調和ですが、この農地は親子間の贈与であり、利用方法は水稻栽培で権利取得後も今迄通り利用するので、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>意見 8番藤田委員</p>



採 決	<p>反対意見はありませんので、許可を与えたいと思います。問題無し。原案通り。</p> <p>市川会長</p> <p>「異議無し」多数。異議がないようですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、別に問題もないと言うことをございますので、原案どおり許可を与えることと決定いたします。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成30年3月27日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>(2) 申請受理面積 畑 272 m<sup>2</sup>の内 12.98 m<sup>2</sup> 合計 272 m<sup>2</sup>の内 12.98 m<sup>2</sup></p> <p>番号1 申請人 地区 ○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地 ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市多ノ郷字大師堂甲 2164 番 1 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 272 m<sup>2</sup>の内 12.98 m<sup>2</sup> 種別 2 事由 墓地</p> <p>隣接農地の同意書有り。位置図・利用計画図は添付してある図面の通りです。 以上です。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>農地の区分と転用目的についてですが、申請地は、多ノ郷地区○○○○集落（17戸）にあり、農振農用地ではありません。また、周辺に駅等もなく農地の区分は、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断されると考えます。転用の目的は、申請者は分家であり、墓地（納骨堂）がないため、申請地に墓地（納骨堂）を建設しようとするもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、土地整地費○○万円、納骨堂建設費○○○万円、合計○○○万円は自己資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は</p>

意見	<p>許可日から平成30年6月30日となっており、確実性には、特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが、墓地埋葬法による許可申請済であり、問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、転用面積12.98㎡は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えられます。最後に、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透で、周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>13 番市川委員 現地も確認しましたが、別に問題はないと考えます。</p> <p>14 番中平委員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の審議について、意見を言わせていただきます。先ほど十分審議をいたしたところ、別に問題もないということでございますので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>
採決	<p>市川会長 別に問題ないということで、至当の意見を付け進達をとということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮る事と決定します。</p>
議案説明	<p>国広次長 議案第5号農地譲渡に係るあっせん委員の選任について。 農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農地の譲渡について下記のとおりあっせん願いがあったのであっせん委員の選任をしたい。平成30年3月27日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他1件</p> <p>(2) 申請受理面積 田 1,866 ㎡ 合計 1,866 ㎡</p> <p>番号1 申請人 地区 ○○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p>

	<p>土地の所在地 須崎市上分字宮ノ沖丙 128 番 同 丙 129 番 同 丙 135 番</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 347 m<sup>2</sup> 地目 台帳 田 現況 田 面積 436 m<sup>2</sup> 地目 台帳 田 現況 田 面積 654 m<sup>2</sup></p> <p>事由 売買</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市上分字宮ノ沖丙 148 番 1</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 429 m<sup>2</sup></p> <p>事由 売買</p> <p style="text-align: right;">以上です。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>この件について、どのようにいたしましょう。</p> <p>別にないようでしたら、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」 多数</p>
採 決	<p>2 番 青木委員、7 番 谷脇委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」 多数</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）。</p> <p>上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 3 月 27 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）平成 29 年度 第 10 号 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律 第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>平成 30 年 3 月 27 日須崎市長楠瀬耕作</p> <p>整理番号 29-37</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○○-○ ○○ ○○ 農作業従事日数 250 日</p>

経営耕地面積 農地 0 m<sup>2</sup>

利用権設定等面積 農地 3,163 m<sup>2</sup>の内 2,800 m<sup>2</sup>

合計 農地 2,800 m<sup>2</sup>

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年 ○月 ○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

1.通作距離 1～10 km未満

2.権利の種類 賃借権設定 (通年)

3.借受人の分類 個人 世帯員

4.貸付人の分類 個人

5.中核農家の該当の有無 (借受人) 有

6.権利の設定移転の事由 相手方の要望

7.経営規模 (農地面積) 借人 不耕作 貸人 0.7～1.0ha

8.経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地 所在 上分字宮ノ前甲 3913

現況地目 田 面積 3,163 m<sup>2</sup>の内 2,800 m<sup>2</sup>

設定する利用権 内容 茗荷

期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 45 年 3 月 31 日 15 年間

借賃 ○○a 当り○○○○○円

借賃の支払方法 ○○○○○○

利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借

整理番号 29-38

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○

農作業従事日数 300 日

経営耕地面積 農地 2,497 m<sup>2</sup>

利用権設定等面積 農地 767 m<sup>2</sup>の内 700 m<sup>2</sup>

合計 農地 3,197 m<sup>2</sup>

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年 ○月○○日

利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日

聴取確認欄

1.通作距離 10～20 km

2.権利の種類 賃借権設定 (通年)

3.借受人の分類 個人 その他

	<p>4.貸付人の分類 個人</p> <p>5.中核農家の該当の有無（借受人） 有</p> <p>6.権利の設定移転の事由 相手方の要望</p> <p>7.経営規模（農地面積） 借人 0.3ha 未満 貸人 0.3～0.5ha</p> <p>8.経営改善計画の認定の有無（借受人） 無</p> <p>利用権を設定する土地 所在 須崎市浦ノ内西分字鳥取畑 1659-1  現況地目 田 面積 767 m<sup>2</sup>の内 700 m<sup>2</sup></p> <p>設定する利用権 内容 オクラ  期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 41 年 5 月 31 日 11 年 2 ヶ月間  借賃 ○○a 当り○○○○○○○  借賃の支払方法 ○○○○○○○○  利用権の種類 賃借権 当事者間の法律関係 賃貸借</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号 29-37 ですが、借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>受付番号 29-38 は、主たる経営作物はオクラ、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものである事となっており、農業による自立の意欲、能力が認められる等、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地の全てを効率的に利用する事の要件、第 2 号ロ農作業に常時従事する事の要件に付きましても、適合すると考えます。第 3 号の要件は 18 条第 2 項第 6 号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので、この件については対象ではありません。第 4 号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第 4 号に規定する権利を有する者はいない為、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請 2 件全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
審 議	<p>市川雅彦会長</p> <p>この件について、何かご質問はありませんか。  無ければどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>14 番中平委員</p>

採 決	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の 2 件でございますが、別に問題はありませので、答申を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございせんか。</p> <p>「異議なし」 多数</p> <p>異議がないようですので、議案第 6 号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p>
その他	<p>国広次長</p> <p>3 月議会で農業委員さん 8 名については議会の同意を得たことをご報告しておきます。また、5 月 17 日委員さんの退任に伴う農業者新聞の質問があった。購読期間は 4 月中に手続きして（5 月 16 日任期満了）5 月末まで。どうしても月の途中で辞めるのは難しい。手続きを進めさせて貰って構わないか、ご了承頂いた。</p> <p>山崎委員（農業者年金推進部長）</p> <p>農業者年金の推進について山崎委員より説明。県農業会議の田中さんへ連絡を取る中で、3/30 池ノ内へ同行して貰える。4 月 4 日新荘地区、4 月 11 日多ノ郷地区へ行こうと思っている。いずれも午後 1 時からと考えている。回ってみてその結果と田中さんの都合により、随時日程を組ませて頂く事とする。各地区の委員さんにはご協力願いたい。</p> <p>市川会長</p> <p>その他の件で何かございせんでしょうか。</p> <p>無ければ本日の会議を閉会いたします。慎重にご審議頂き全ての議案又原案通り承認決定頂きましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3 時 1 0 分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

10 番

13 番

